

新大久保市民センター整備事業
要求水準書

1 施設概要

- (1) 施設名称 新大久保市民センター（以下、本施設という。）
- (2) 施設の場所 大久保駅前土地地区画整理事業東工区 30 街区 1 画地
- (3) 主要用途 庁舎（支所）及び交流施設

2 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ① 敷地面積 3,605.49 m²※大久保駅前土地地区画整理事業が 2026 年度に実施する出来形確認測量により確定する。
- ② 用途地域 近隣商業地域（約 1,966 m²）、第一種住居地域（約 1,639 m²）
- ③ 建 蔽 率 近隣商業地域：80%、第一種住居地域：60%
- ④ 容 積 率 近隣商業地域：300%、第一種住居地域：200%
- ⑤ そ の 他 大久保駅前土地地区画整理事業施行区域
都市機能誘導区域（J R 大久保駅周辺区域）
近隣商業地域：準防火地域
第一種住居地域：第 4 種高度地区、法 22 条区域
市道大久保 4 号線（敷地の南西側道路）：歩道整備又は路肩拡幅を予定

(2) 施設の条件

本施設の規模、構造及び官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

施設	延べ面積等	構造	耐震安全性の分類
庁舎（支所） ・ 交流施設	1,800 m ² 以上	基本設計により各種 構造を比較検討の上 決定	構造体 II 類 非構造部材 A 類 建築設備 甲類

また、本施設は、2026 年（令和 8 年）3 月に策定した「新大久保市民センターの整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき計画すること。本施設の施設整備のコンセプト、整備方針、必要機能（必ず整備する必要のある機能）、必要面積及び構成は次のとおりとする。また、期日前投票所としての利用が想定されるため、留意すること。具体的な導入機能、空間構成については基本設計で検討すること。

なお、提案に当たり追加機能や各面積を変更する場合は、変更内容も含めて提案書に記載すること（提案内容の採否は、基本協定の締結にあたり、市と協議の上決定する）。

<施設整備のコンセプト>

「公民連携で創る笑顔あふれる暮らし・交流の拠点」

地域の皆さんの日々の生活を支え、一人ひとりの生活の困りごとや悩みごとにやさしく寄り添うとともに、多様な人々が自由に集い、交流や出会いを楽しんだり、気軽にゆったり過ごせたりする等、皆さんにとって居心地の良い場所となるような、笑顔があふれる新たな地域の拠点を市と民間事業者が連携しながら創っていきます。

<整備方針>

- ・より効率的、効果的に身近な行政サービスを提供するとともに、地域への包括的な支援体制の強化を図ります。また、居心地のよい場所となる空間を確保します。
- ・地域防災機能の強化を図るとともに、環境や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮する等、本市のまちづくりの方向性を踏まえて整備します。
- ・財政負担の低減等を図るため、本敷地への民間施設の併設による公民連携手法を活用します。また、多様な用途や将来の用途変更、リノベーションに対応しやすい設計を目指します。
- ・隣接する大久保駅東公園との一体的な活用の可能性を検討します。

<必要機能>

機能	概要
窓口機能	より効率的、効果的に身近な行政サービスを提供できる総合的な窓口機能を導入する。
交流機能	様々な人々が集いやすく、交流しながら楽しく過ごせる等、訪れた人が居心地のよい場所となる機能を導入する。
福祉機能	地域への包括的な支援体制の強化を図るための拠点となる機能を導入する。
防災機能	官庁施設の耐震安全性の基準に適合するとともに、発災時の業務継続性が高まり、迅速な対応が可能となる機能を導入する。
環境機能	省エネ法に基づく基準に適合するとともに、ZEB Ready の認証取得が可能な機能を導入する。

<必要面積・構成>

必要機能	必要面積	構成
窓口機能	400 m ² 程度	事務所、ロビーの一部、更衣室、会議室等 ※窓口業務がより効率的、効率的に遂行できる配置・構成とする。
交流機能	700 m ² 程度	多目的ホール、多目的室、フリースペース、ブックスポット、ギャラリー、窓口機能のロビーの一部等 ※多目的ホールは、現在の大会議室よりも大きな規模（400 m ² 程度）とする。
福祉機能	100 m ² 程度	事務所、更衣室、相談ブース等
共用部等	600 m ² 程度	
倉庫等	100 m ² 程度	施設管理、地域支援関係、防災関係、書類保管等 ※地域支援や防災関係の倉庫は、1階に配置することを基本とする。
その他	500 m ² 程度	エントランス・廊下・E V ・階段・機械室等
合計	1,800 m ² 以上	

<想定する駐車場・駐輪場の規模>

	来庁者用	公用
駐車台数	23 台以上	4 台以上
駐輪台数	50 台程度	5 台以上

駐輪台数は、開発事業に該当するかに拘わらず、開発事業の場合に必要な台数を確保すること。※開発事業：「明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第3条に規定する開発事業」

(3) 事業期間

事業期間 75 年

※工事期間を2年、施設運用期間を70年、建物等の収去期間を3年で想定している。詳細については、事業者からの提案を踏まえ本契約後に市と協議の上決定する。

なお、検討に当たっては、本施設を2030年度末に供用開始するスケジュールであることに留意すること。

(4) 技術者の条件

<設計>

① 管理技術者の資格要件

管理技術者（業務を管理し、及び総括する責任者）は、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）とする。

② 主任技術者の配置及び資格要件

意匠担当、構造担当、電気設備及び機械設備担当の主任技術者（管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括し、市との定例的な打合せに出席する者）を配置する。

意匠担当主任技術者は一級建築士、構造担当主任技術者は構造設計一級建築士（建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）、電気設備及び機械設備担当主任技術者は建築設備士（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士をいう。）又は設備設計一級建築士（建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士をいう。）とする。

③ 業務履行体制

管理技術者、各担当の主任技術者及び技術者は、本業務の事業者（共同事業体の場合は、共同事業体）に所属又は本業務の事業者と委託契約している事業者に所属していること。

管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者はそれぞれ1名以上とする。電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は、兼任可とする。

なお、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

<工事>

建築一式工事における適正な専任の監理技術者を配置すること。

(5) 適用基準

次の基準及びその他の関連要綱・各種基準等の最新版を参照すること。

<建築>

- ① 公共建築協会「建築工事設計図書作成基準及び参考資料」
- ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設計基準」
- ③ 公共建築協会「構内舗装・排水設計基準及び参考資料」
- ④ 公共建築協会「建築工事標準詳細図」
- ⑤ 公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
- ⑥ 公共建築協会「建築工事監理指針」
- ⑦ 公共建築協会「建築構造設計基準及び参考資料」
- ⑧ 日本建築学会「各種構造計算規準・同解説」
- ⑨ 公共建築協会「擁壁設計標準図」
- ⑩ 建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」
- ⑪ 建築保全センター「建築改修工事監理指針」
- ⑫ 国土交通省大臣官房官庁営繕部「敷地調査共通仕様書」
- ⑬ 公共建築協会「建築物解体工事共通仕様書・同解説」

<設備>

- ① 公共建築協会「建築設備計画基準」
- ② 公共建築協会「建築設備設計基準」
- ③ 公共建築協会「建築設備設計計算書作成の手引」
- ④ 公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ⑤ 公共建築協会「公共建築設備工事標準図（電気設備工事偏）」
- ⑥ 公共建築協会「電気設備工事監理指針」
- ⑦ 建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ⑧ 公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ⑨ 公共建築協会「公共建築設備工事標準図（機械設備工事偏）」
- ⑩ 公共建築協会「機械設備工事監理指針」
- ⑪ 建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ⑫ 日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」
- ⑬ 日本建築センター「建築設備設計・施工上の運用指針」

<積算>

- ① 建築コスト管理システム研究所「建築数量積算基準・同解説」
- ② 建築コスト管理システム研究所「公共建築工事積算基準」
- ③ 建築コスト管理システム研究所「公共建築工事積算基準の解説」

<その他（共通）>

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン」
- ② 国土交通省住宅局「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」

③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

(6) 適用法令

次の関係法令及び関連施行令・施行規則等の最新版を遵守すること。

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 都市公園法
- ④ 道路法
- ⑤ 消防法
- ⑥ 水道法
- ⑦ 下水道法
- ⑧ 水質汚濁防止法
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩ 大気汚染防止法
- ⑪ 騒音規制法
- ⑫ 振動規制法
- ⑬ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑭ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則
- ⑮ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ⑯ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ⑰ 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ⑱ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）
- ⑲ 駐車場法
- ⑳ 航空法
- ㉑ ガス事業法
- ㉒ 電波管理法
- ㉓ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ㉔ 土壌汚染対策法
- ㉕ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ㉖ 兵庫県建築基準条例
- ㉗ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ㉘ 兵庫県福祉のまちづくり条例及び施行規則
- ㉙ 兵庫県の各種関連条例及び施行規則
- ㉚ 明石市建築基準法施行細則
- ㉛ 明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例
- ㉜ 明石市都市景観条例
- ㉝ 明石市屋外広告物条例
- ㉞ その他の関連法規・県条例・市条例・要綱など

3 設計内容

- (1) 本施設に係る基本設計・実施設計業務（建築工事、電気・機械・昇降機等設備工事、屋外附帯工事、その他附帯工事の設計及び積算）
- (2) 上記(1)に係る各種調査・検討及び申請手続業務
 - ・ 敷地、既存建物、工作物及び立木の調査並びに敷地内を含む敷地周囲の給排水設備、電気設備、機械設備及びインフラ関連等に関する調査
 - ・ 諸官庁、関係機関等との協議
 - ・ 建築工事に伴う各種届出等の申請手続業務（建築確認申請、構造計算適合性判定申請、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請、建築物環境評価制度（CASBEE）の届出、ZEB 認証取得（ZEB Ready 以上）、その他関係法令等により必要となる申請・届出）
 - ・ 敷地測量調査（事業用地及び周辺の約 4,000 m²）
 - ・ 土質調査（標準貫入試験、ボーリング調査（約 20m×4箇所）、室内土質試験及び液状化判定）
- (3) その他、本設計に必要となる一切の業務
 - ・ 設計図書の説明及び報告に関する業務
 - ・ 工程計画の作成
 - ・ パース作成（外観4面（アイレベル3面、鳥瞰1面）、内観6面。作成後に計画内容の変更があった場合は修正作業を行うこと。各提出仕様は協議による。）
 - ・ 関係機関協議用の資料作成（表紙、建物概要、位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、電気・機械設備図（系統図、結線図、機器表、平面図、イメージ図等）及び担当職員が指示する図面等の資料（CAD データを含む。））
 - ・ PUBDIS の登録

※1) 上記(1)の基本設計に関する業務は次のとおりとする。

- ① 設計条件等の整理
 - ア 条件整理
 - イ 設計条件の変更等の場合の協議
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ア 法令上の諸条件の調査
 - イ 建築確認申請等の申請に係る関係機関との打合せ
- ③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ④ 基本設計方針の策定
 - ア 総合検討
 - イ 基本設計方針の策定
- ⑤ 基本設計に関する成果図書の作成
- ⑥ 概算工事費の報告（概算工事費の報告時期は担当職員の指示による）

※2) 上記(1)、(2)の実実施設計に関する業務は、次のとおりとする。

- ① 要求の確認
 - ア 明石市政策局プロジェクト推進室（以下「担当部局」という。）の要求等の確認

- イ 設計条件の変更等の場合の協議
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ア 法令上の諸条件の調査
 - イ 建築確認申請等の申請に係る関係機関との打合せ
- ③ 実施設計方針の策定
 - ア 総合検討
 - イ 実施設計のための基本事項の確定
 - ウ 実施設計方針の策定
- ④ 実施設計に関する成果図書の作成
 - ア 実施設計に関する成果図書の作成
 - イ 建築確認申請等の申請図書の作成
- ⑤ 積算業務

4 設計方針

【建築計画】

(1) 外観計画

周辺環境との調和を考慮し、落ち着いた親しみやすい施設となるよう、デザイン及び材料の選定に工夫すること。

(2) 規模・階層計画

- ① 延べ面積は、2-(2) 施設の条件に記載のとおりとすること。
- ② 階層は、基本設計で検討の上決定すること。なお、民間施設と併設する場合は、市民センター機能は低層階に配置し、窓口部門はワンフロアで計画すること。
- ③ 建設場所の周辺への風、温熱、採光、日影及び景観等の影響を検証し、周辺環境に十分配慮した計画とすること。

(3) 動線計画

<外部動線>

- ① 人と車の動線を極力分離し、利便性・機能性に応じて複数のエントランスを適切な位置に計画すること。
- ② 効率的に荷物を搬出入できるよう計画すること。
- ③ 雨天時にも来庁者が極力濡れずに、荷物の搬出入に支障がないよう計画すること。
- ④ 既存道路や大久保駅東公園、民間施設との動線を考慮した計画とすること。

<内部動線>

- ① 利用者の利便性、バリアフリー、安全性、避難誘導の容易さ等を考慮した計画とすること。
- ② 使用状況及び管理区分を考慮し、セキュリティを確保できる計画とすること。
- ③ 利用者と職員の動線を考慮し、各階を連絡するエレベーターを設置すること。

(4) セキュリティ計画

- ① 開庁時には、来庁者の大半がメインエントランスから入出するよう計画すること。
- ② 防犯カメラ等の施設内の防犯管理設備や防災監視設備を計画すること。

(5) 諸室計画

- ① 用途や管理区分が明確なゾーニングとし、各部門を適切に配置すること。
- ② 平面計画及び階構成については、各部門の特性、諸室の用途を把握し、その機能が最大限発揮できるよう計画すること。
- ③ 特殊な設備機器等を設置する諸室等を除き、原則として、床はフリーアクセスフロアとすること。

(6) 室内環境計画

- ① 快適で明るい施設となるよう、色彩計画に配慮すること。
- ② 空調機器や照明機器による管理に加えて、温熱、採光、気流等について検証し、自然光、自然換気等を適宜取り入れ、快適な室内環境となるよう配慮（中間期空調、熱負荷抑制、西日対策等）すること。
- ③ 施設計画全体を通じて、福祉関係法令等を遵守すること。これらに定める基準は最低限のものとし、すべての利用者にとって安全・安心かつ快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に十分配慮すること。

- ④ サインは、高齢者、子ども、障害者、外国人等誰もが分かりやすい表示にし、見やすい位置と高さを設定し、色、文字サイズ、言語等すべての人に配慮した計画とすること。
- ⑤ 来庁者に対する情報提供、展示・啓発等が行えるよう計画すること。
- ⑥ 授乳室、おむつ替えベッド、ベビーチェア、キッズコーナー、子ども用トイレ等を計画すること。
- ⑦ 建物内は禁煙とし、屋外にも喫煙スペースは設けないこと。

(7) 内装計画

- ① 仕上材は、諸室の用途、使用頻度及び各部位の特性に応じた計画とし、維持管理に配慮して選定すること。
- ② 使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを避けた計画とし、改修や解体時の環境汚染に配慮すること。
- ③ 廊下、階段等やスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。
- ④ 内装仕上の色彩は、各部門の機能に相応しい色合いとすること。

(8) 安全・防災計画

- ① 災害発生時等の明石市事業継続計画（BCP）に配慮した計画とする。なお、本施設については、現大久保市民センターと同様に、災害発生時に本庁舎が使用できない場合の代替施設の一つとして位置づけられている。
- ② 火災時には、容易かつ安全に避難することができる計画とし、特に障害者、子ども等の自力で避難が困難な利用者等には十分に配慮すること。
- ③ 建具等のガラスは、安全面と環境面に考慮した仕様とすること。
- ④ 地震時の剥落、落下による二次災害の抑制に配慮した内外装材とすること。
- ⑤ 施設機能に支障をきたすことのないよう浸水、冠水対策を講じること。

(9) 維持管理・環境計画

- ① 仕上材は、長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃、補修、点検等の日常的な維持管理に配慮したものを選定すること。
- ② ライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- ③ 大規模修繕工事が最小限となるよう、建築、設備の更新及び修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。
- ④ 行政ニーズの変化、将来の情報通信技術等への対応、用途変更や改修に対応できるよう、設備や間仕切り変更の柔軟性等、長期使用に耐え得る十分な性能を確保すること。
- ⑤ 省エネルギーや省資源化の取り組みにより、環境負荷を低減し、環境にやさしい施設となるよう計画すること。
 - ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
 - ・ZEB Ready（再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量を削減）に適合し、認証取得を行うこと。

(10) 外構計画

- ① 駐車場は平面駐車場で計画し、駐車台数は、来庁者用23台以上、公用4台以上を確保すること。

- ② 駐輪台数は、来庁者用としてバイク、自転車計 50 台程度、公用として自転車 5 台以上を確保すること。（※2(2)＜想定する駐車場・駐輪場の規模＞による。）
- ③ 舗装、排水等については、メンテナンス性、景観等への配慮、排水負荷の抑制等に考慮すること。
- ④ 隣接する大久保駅東公園と一体的な活用が可能な外構計画とすること。
- ⑤ 隣接する民家のプライバシーに配慮し、目隠し等の対策を計画すること。

【構造計画】

(1) 建物構造

構造は、基本設計により比較検討の上決定すること。

(2) 基礎構造

- ① 基礎構造は、良質な地盤に支持させることとし、大地震の液状化を含め、不同沈下等により建築物に支障を与えることのない基礎形式及び工法を比較検討の上決定すること。
- ② 大地震時にも、損傷等により上部構造の機能確保に有害な影響を与えないものとする。

【電気設備計画】

(1) 共通事項

- ① 電気設備の計画、設計、工事に関する事項は、関連する基準等に準拠すること。
- ② 特記仕様がない事項についても、設備方式及び使用機器材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。
- ③ 屋外や特殊な環境に設置する機器は、耐久性を考慮した仕様とすること。
- ④ 再生可能エネルギー活用や照明制御等について基本設計で検討し、防災、環境及び省エネルギーに配慮した計画とすること。なお、再生可能エネルギーの導入を検討する場合は、導入による効果、周辺への影響等を検証し、快適な室内環境となるよう配慮すること。
- ⑤ 民間施設と合築する場合は、官民の用途区画及び建物の運用形態に応じて、各設備の系統、設置場所、配管ルート等を検討し、将来の運用及び維持管理に適した計画とすること。また、引き込み幹線についても分離化を検討すること。

(2) 電灯・コンセント設備

- ① 照明器具は、諸室の用途と適正を考慮して、それぞれ適切な照度を確保できる機器選定を行うこと。
- ② 省エネルギー、高効率、長寿命タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。照明制御は人感センサー、昼光センサー、画像センサー、調光システム等を有効に活用すること。
- ③ 防災計画に配慮した保安用及び非常用電源コンセント並びに保安用照明を計画すること。

(3) 幹線・動力設備

- ① 幹線系統を明確化し、メンテナンス性、増設スペースを見込んで管理を容易に行うことができるようにすること。
- ② 官民境界エリアの支払い区分に応じて、消費電力量を系統別に把握できるよう計画すること。

(4) 受変電設備

- ① 引込形式は、経済性に優れ信頼性の高い計画とすること。
- ② 点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。
- ③ 受変電設備は、搬出入が容易な計画とすること。また、保守業務及び将来的な負荷容量の増設を見込んだスペース等を確保すること。
- ④ 変圧器は、高効率な機器を採用すること。変圧器の系統を明確化し、配電系統ごとに管理を容易に行うことができるようにすること。
- ⑤ 高調波対策を行うこと。

(5) 発電設備・電力貯蔵設備

- ① 基本計画及び明石市事業継続計画（BCP）に基づき、必要な電力を供給できる設備を計画すること。
- ② 停電時でも 72 時間以上継続可能な電力を供給できる自家発電設備を計画すること。
- ③ 騒音、振動、排気ガス、燃料、冷却水、ランニングコスト等について検討し、適切な駆動方式の機器を選定し対策を講じること。
- ④ 非常用電源供給範囲は、「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」の「発電機回路とする負荷（事務庁舎甲類）（最新版）」を基準とすること。サーバー室が必要な場合の電力供給は、全サーバー及び空調設備が稼働するのに必要な電力量を供給すること。
- ⑤ 受変電設備操作用と非常用発電機の蓄電池は、信頼性が高く経済性に優れた設備とすること。
- ⑥ 太陽光発電を設置する場合は、系統連系を行い、防災面の観点から自立運転可能とすること。

(6) 構内情報通信網設備

- ① 庁内ネットワーク及び大久保市民センターにおいて外部との接続を行っている回線について、本施設にも同様の情報回線の引き込みを想定し、引き込みルートを計画すること。なお、庁内ネットワークについては、本庁舎における情報システム及び基幹ネットワーク網との調整を行うこと。
- ② 通信情報用幹線として、将来用の増設経路を確保すること。
- ③ 具体的な内容は、基本設計時に協議すること。

(7) 電話機・交換機設備

- ① 電話機は、諸室の用途と適正を考慮して計画すること。なお、交換機設備については、全庁の電話ネットワーク網に応じたシステム（市の地域イントラ網を通じて他施設と内線通話を行うシステム）を計画すること。
- ② 機器類は別途工事とし、本業務に基づく工事から除く。ただし、機器類の設置場所や適切なスペースを検討すること。

(8) 情報・音声設備

- ① 建物の機能、諸室の用途等に応じて必要となる情報・音声等設備を計画すること。
- ② すべての人が利用しやすい施設となるよう各種誘導支援設備を計画すること。

(9) 防災設備

防災設備については、諸官庁との協議によること。

(10) 防犯・入退室管理設備

建物の運用形態、官民境界、各室・各エリアのセキュリティレベルに応じて、適切な防犯設備（防犯カメラ、機械警備、入退室管理等）を計画すること。

(11) その他

- ① 事前にテレビ電波障害の検討を行い、近隣に障害が発生しない計画とすること。なお、やむを得ず電波障害が発生した場合は、本業務において対策を講じること。
- ② 落雷による過電流が流れ、通信機器や情報機器に影響がないよう、電源設備や主装置に適切にサージ保護装置を設置すること。

【機械設備計画】

(1) 共通事項

- ① 機械設備の計画、設計、工事に関する事項は、関連する基準等に準拠すること。
- ② 設備方式及び使用機器材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。
- ③ 空調、換気設備、自動制御設備、給排水給湯衛生設備等について、諸室環境に応じた適切な計画を行うこと。
- ④ 空調制御等について基本設計で検討し、環境及び省エネルギーに配慮した計画とすること。
- ⑤ 民間施設と合築する場合は、官民の用途区画及び建物の運用形態に応じて、各設備の系統、設置場所、配管ルート等を検討し、将来の運用及び維持管理に適した計画とすること。また、引き込み給水管及びガス管についても分離化を検討すること。

(2) 空調・換気設備・自動制御設備

- ① 空調方式及び空調機の型式は、空調負荷、換気量、イニシャルコスト及びランニングコスト等を考慮し、空調方式の比較検討を行い、適正な室内環境を維持することができるものとする。また、用途、使い勝手、利用時間帯等に配慮した計画とすること。
- ② 空調システムは、基本的に建物全体の空調負荷を一括制御することとし、専用的、個室的な用途や使用時間帯が異なる諸室には、個別に対応できるようにすること。
- ③ 室の用途、換気の目的等に応じて、適切な換気方式を選定すること。自然換気も適宜取り入れ、環境配慮の取組を導入すること。

(3) 給排水ガス衛生設備

- ① 基本計画及び明石市事業継続計画（BCP）に基づき、必要な給排水ガス設備を計画すること。具体設備については、基本設計により比較検討の上、決定すること。
- ② 衛生的かつ経済性に優れた計画とすること。省エネルギーや省資源に配慮した器具を積極的に採用すること。
- ③ 基本計画に基づき、すべての人が利用しやすいトイレとなるよう計画すること。

【昇降機設備計画】

- (1) 関係法令等に準拠した昇降機設備を、利用者の属性や動線計画に基づき適切な台数設置する

こと。

(2) エレベーターの耐震安全性の分類は S14 とすること。

5 基本設計に関する成果図書（提出時期は市と協議の上決定すること。）

(1) 総合

- ① 計画説明書
- ② 設計概要書
- ③ 仕上表
- ④ 面積表及び求積図
- ⑤ 敷地案内図
- ⑥ 配置図、平面図（各階）、断面図、立面図
- ⑦ 施設のイメージ図（内観、外観共）
- ⑧ 打合せ議事録・比較検討・根拠資料等
- ⑨ その他市からの作成指示資料

(2) 構造

- ① 構造計画説明書
- ② 構造計画概要書
- ③ その他市からの作成指示資料

(3) 設備（電気設備、機械設備、昇降機等）

- ① 設備計画説明書
- ② 設備設計概要書
- ③ その他市からの作成指示資料

※1) 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合は、担当職員の了解を得ること。

※2) 「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

※3) 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

※4) 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

6 実施設計に関する成果図書（提出時期は市と協議の上決定すること。）

項 目	書類名称	提出部数
(1) 設計図	① 設計原図（白焼き・押印） ② 二つ折り製本 ③ 縮小二つ折り製本（製本の合冊・分冊は協議による） ④ CAD データ（JWW データ）	1 式（A1 又は A2） 3 部（A1 又は A2） 5 部（A3） 1 式（CD-ROM）
(2) 計算書	各種計算書 ・キュービクルのトランス容量等	1 式（A4）
(3) 積算	① 積算計算書及び集計表 ② 積算図面	1 式（A4） 1 式（A1 又は A2）
(3) 構造計算書	① 構造計算書製本 ② 構造計算プログラム入力データ	1 部（A4 ファイル） 1 式（CD-ROM）
(4) その他	① 申請、届出及び許認可書 ② その他調査・指示事項記録 ③ 申請関係データ（書類・図面等）	1 式（A4） 1 式（A4） 1 式（CD-ROM）

7 その他（設計に関する特記事項）

- (1) 設計図は、JWW 形式の CAD データ及び PDF に変換したデータを提出する。JW_CAD 以外の CAD ソフトを使用する場合、JWW 形式に変換し、文字化けや文字のずれ等を修正し提出する。CAD 使用の際の線種、線の太さ、レイヤの設定等については担当職員の指示によること。
- (2) 業務に当たっては、関係官庁、関係機関と十分協議し、その結果を担当職員に報告の上、設計に反映すること。
- (3) 敷地、建物等の現場調査を行う場合は、必ず事前に担当職員まで連絡し、原則立会いのもと現場調査を行うこと。架空配線はもとより、特に地下埋設物や配管等は、事前に既存図面を確認の上、現地調査に臨むこと（工事時作業エリアや動線等も考慮すること。）。
- (4) 本業務に関係する法規は、関連事項を必ずチェックし、表にまとめ提出すること。
- (5) 本業務に関する資料で、市にて所有する資料は貸借する。ただし、借用書を必ず提出すること。
- (6) 関係法令等に基づく協議及び書類の作成・提出・受領は、本業務に含む。
- (7) 上記の協議、書類提出等に要する費用は、本業務に含む。
- (8) 設計従事者は、設計内容や資料等について、第三者に漏らしてはならない。
- (9) 成果図書の著作権は当該成果図書の引渡時に市に無償で譲渡するものとし、成果図書の所有権はすべて明石市に帰属するものとし、その内容を第三者へ公表してはならない。
- (10) 設計完了後であっても、設計の不備・不整合や、杭施工時における杭芯ずれに伴う設計の変更が生じたとき等は、原則、無償で設計図書や構造計算等の作成を行い資料提供するものとする。さらに、設計思想の伝達及び情報共有の必要があり、市・設計者・工事監理者・工事受注者による調整会議を実施する場合は、原則、無償で要請に応じること。
- (11) 設計原図を含む成果図書のまとめ方は、担当職員と協議の上決定すること。
- (12) 建築確認申請前に、申請図書一式を作成し、担当職員の事前の確認を受け、原則、委託期限内に建築確認済証の交付が得られるように業務を行うこと。事前の確認日程については、担当職員と協議し決定すること。
- (13) 打合せ議事録（電話、電子メール等の内容を含む。）については、打合せ日から 1 週間以内に提出すること。また、月間工程表については、当月の実施工程表及び翌月の工程表を毎月末までに提出し、担当職員に内容説明を行うこと。
- (14) 補助金申請、起債申請、会計検査等に必要な資料作成に協力すること。

以上